

資料5 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例

平成10年10月1日

鳥取県条例第19号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例56・一部改正)

(設置)

第2条 自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資するため、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、こどもの国に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、こどもの国の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例56・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例56・追加、平20条例8・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項の規定による申請があつたときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行うものとする。

(1) 指定管理者が、こどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに

に、こどもの国の利用促進を図ること。

(2) その他知事がこどもの国の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平 17 条例 56・追加、平 18 条例 53・一部改正)

(開園時間及び休園日)

第 6 条 こどもの国の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 こどもの国の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平 17 条例 56・追加)

(利用の許可)

第 7 条 こどもの国を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) こどもの国の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、こどもの国の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、こどもの国の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平 17 条例 56・旧第 3 条線下・一部改正)

(行為の制限等)

第 8 条 こどもの国においては、次の行為をしてはならない。

(1) こどもの国の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用すること。

(3) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができる。

(平 17 条例 56・旧第 4 条線下・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、こどもの国の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例56・旧第5条線下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(前各号に掲げるもののほか、こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例56・旧第6条線下・一部改正)

(利用料金)

第11条 こどもの国の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平13条例43・一部改正、平17条例56・旧第8条線下・一部改正)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平13条例43・一部改正、平17条例56・旧第9条線下・一部改正)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、こどもの国の管理に関する事項は、規則で定める。

(平17条例56・旧第10条線下)

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(平13条例43・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成13年条例第43号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 17 年条例第 56 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例 (以下「新条例」という。) 第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に改正前の鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則 (平成 18 年条例第 53 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

資料6 火災保険対象施設一覧

施設名称		建築年度	構造	面積(m ²)
1	管理棟	H11	RC, S	415.54
2	そうぞう館	H11	RC, S	175.03
3	多目的ホール	H11	S	566.88
4	こども広場	H11	RC, S	280.53
5	カーポート	H11	S	37.50
6	ゴミ置場	H11	S	9.25
7	砂の工房	H11	RC	292.00
8	木工工房	H11	RC	215.40
9	レストラン	H11	RC	124.66
10	プロパン庫	H11	RC	5.88
11	管理棟倉庫	H11	S	47.04
12	倉庫D	H11	S	15.52
13	倉庫E	H11	S	15.52
14	更衣室	H11	CB	16.64
15	バッテリーカー倉庫	H11	S	94.50
16	時計塔	H11	S	39.54
17	便所A	H11	CB	37.82
18	レールトレイン 駅舎	H11	S	130.00
19	ポンプ機械室	H11	S	16.00
20	倉庫	S47	RC	3.90
21	キャンプ場便所・炊事棟	S47	RC	235.28
22	便所B	H12	RC	59.87
23	便所C	H12	RC	37.50
24	レールトレイン待機小屋	H12	S	11.56
25	サイクルモノレール待機小屋	H12	S	2.87
26	乗務員休憩室倉庫	H22	W	67.91
27	オアシス便所	S47	RC	38.80

資料7 鳥取砂丘こどもの国友の会規約

鳥取砂丘こどもの国友の会 規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「鳥取砂丘こどもの国友の会」と称し、事務局を鳥取県鳥取市浜坂1157-1 鳥取砂丘こどもの国に置く。

(目的)

第2条 「鳥取砂丘こどもの国友の会」は、こども達が健やかに成長していける子育て環境を支援していくものであり、世代を超えて子育てに関わろうとする者すべてに対してよりよい場を創出していくことを目的とする。また、これらの活動によって鳥取砂丘こどもの国が最大限に活用されるよう提言やPRを行っていくことも併せて目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) こどもの国で開催する「子育て推進事業・子育ての楽しさ普及事業・親子のふれあい事業」への参加及びこども達の健全育成としていくための事業への提言を行う。
- (2) その他、この会の目的を達成するために必要とする事業

(会員対象者)

第4条 前条に掲げる事業（大人のための陶芸教室は除く。）に参加する大人（高校生を除く。）とする。

(会員及び会費)

- 第4条 この会の会員は、会の趣旨に賛同し会費を添えて申込みのあった者とする。
- 2 会費は、年額2,500円とし、会員期間は入会日に始まり翌年同月末日に終わる。
 - 3 会費は、前納とし、既に納入した会費は返還しない。
 - 4 会費は、鳥取砂丘こどもの国友の会事務局に直接納入する。
 - 5 会員には、別紙の会員証を交付する。

(特典)

- 第5条 会員は、次の特典を得ることができる。
- (1) 会員証の提示による無料入園
 - (2) こどもの国だよりの配布
 - (3) 友の会事業への参加
 - (4) 会員が同行した入園者（5名まで）の入園料の2割引

附 則

この規約は、平成17年1月31日から施行する。

資料8 現行再委託業務一覧

委託業務の名称	委託先の選定方法
施設清掃・受水槽清掃業務	指名競争入札
植栽管理業務	指名競争入札
駐車場警備業務	指名競争入札
施設機械警備業務	随意契約
自家用電気工作物点検業務	随意契約
電話設備保守点検業務	指名競争入札
消防設備保守業務	指名競争入札
ウォータースライダー保守点検業務	随意契約
遊具点検業務	随意契約
ホームページ保守業務	随意契約
除草、草刈り等業務	随意契約
ゴミ収集・産業廃棄物収集	指名競争入札
空調設備等保守点検業務	指名競争入札
自動ドア保守点検業務	随意契約
サイクルモノレール、レールトレイン点検業務	随意契約
電動ステージ保守点検業務	随意契約
マツクイムシ防除樹幹注入業務	指名競争入札
施設及び設備の修繕業務	随意契約
イベント委託業務	随意契約